

## 2025–2026年度 ガバナーノミニー候補者推薦のお願い

地区ガバナー 石丸 修太郎  
地区ガバナー指名委員長 福田 武男

2025–2026年度地区ガバナーノミニー候補者として適格な会員が在籍しており、地区ガバナー指名委員会の審議を希望する地区内クラブは、12月1日必着にて、地区ガバナー指名委員長（地区ガバナー事務所気付）宛、文書（書式任意）をもってご推薦下さい。

なお、地区ガバナーノミニー資格条件については、国際ロータリー細則第16.010.節～第16.020.節の資格条件に適していることを要します。

[参考] 国際ロータリー細則第12条（ガバナーの指名と選挙）

### 第16.010. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニーに選ばれる人物は、選出の時点で、

- (a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。
- (b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または最低6ヶ月間クラブの創立会長を務めた経験があるものとする。
- (c) 第16.030.節のガバナーの任務と責任を果たす意思があり、これを果たすことができる者であるものとする。
- (d) 細則に定められているガバナーの資格条件、任務、および責任を熟知しているものとする。
- (e) このロータリアンが、ガバナーの資格条件、任務、責任を理解し、ガバナーとしての資格条件を備えており、これらの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあることが明記された声明書をRIに提出するものとする。

### 第16.020. ガバナーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通して出席しており、少なくとも7年以上ロータリアンであり、第16.010.節の資格条件を引き続き保持していかなければならない。

国際ロータリー第2510地区 地区ガバナー指名委員会規定  
(1998-1999年度地区年次大会決議第8号)

2019年手続き要覧抜粋